

日行連発第1680号  
令和2年3月30日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

### OSSにおける行政書士の申請負担軽減について（周知）

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）における行政書士による申請負担を軽減するため、昨年度より国土交通省・警察庁と継続的に協議し、今般、申請フローの見直しが行われました。国土交通省より、添付のとおり通達が発出されておりますので、お知らせいたします。

本通達において新たに創設された資格者代理人フローにより、運輸支局等への出頭前に保管場所証明審査が開始されることから、運輸支局等の受付審査後の検査手数料や税の納付手続等がスムーズにいった場合、出頭が1度で済みます。なお、本フローにおいては、申請時に保管場所証明に関する委任状データを添付しますが、当該委任状には「保管場所証明申請」又は「車庫証明」と明記されるなど、保管場所証明申請に係る委任が分かるようになっている必要がありますのでご注意ください。

本取扱いは新車新規 OSS に限るものとなりますが、引き続き行政書士の申請負担軽減のため、国土交通省・警察庁と協議を重ねてまいります。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

#### 【添付】

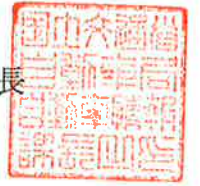
- ・「自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムにおける行政書士の申請負担軽減について」の周知について（令和2年3月27日・国自情第302号の2）
- ・警察庁との委任状に関する申し合わせ事項について

以上

国自情第302号の2  
令和2年3月27日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



「自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムにおける  
行政書士の申請負担軽減について」の周知について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了承ください  
だきますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願いします。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長

自動車保有手続のワンストップサービスシステムにおける  
行政書士の申請負担軽減について

自動車保有手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）について、新車新規 OSS において、現在、電子証明書機能を利用せず、委任状等の一部の添付書類を書面で提出する方式を認めているところである。この場合、申請の受付時に運輸支局等へ当該書面を提出し、後日、審査完了後に自動車検査証等の交付を行っている。

今般、OSS の利便性向上を図るため、行政書士による代理・代行申請に限り、書面による添付書類の提出について下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内に周知するとともに、遺漏無きよう取り扱われたい。

本通達は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

記

1. 対象となる手続きについて

セコムトラストシステムズ株式会社より発行された、セコムパスポート for G-ID 行政書士電子証明書を活用した、新車新規登録における代理人申請において、別添 1 又は別添 2 のいずれかの審査フローを選択することができる。

別添 2 による申請の場合、各都道府県警察による保管場所審査後に各運輸支局等における受付審査を行うことから、自動車保管場所証明に係る申請等の権限事項が記載された委任状の画像データ（JPEG 形式）を添付し、各都道府県警察において委任関係の審査を行う。当該委任状においては、自動車検査登録に係る申請等の権限事項について併記される場合がある。（なお、別添 3 は日本行政書士会連合会が行政書士に対して推奨する委任状であるため、参考とされたい。）

## 2. 審査について

別添2による申請の場合、当該申請であることを示す情報が送信されていることを確認の上、書面による添付書類の提出を受けて、運輸支局等において受付審査を開始する。

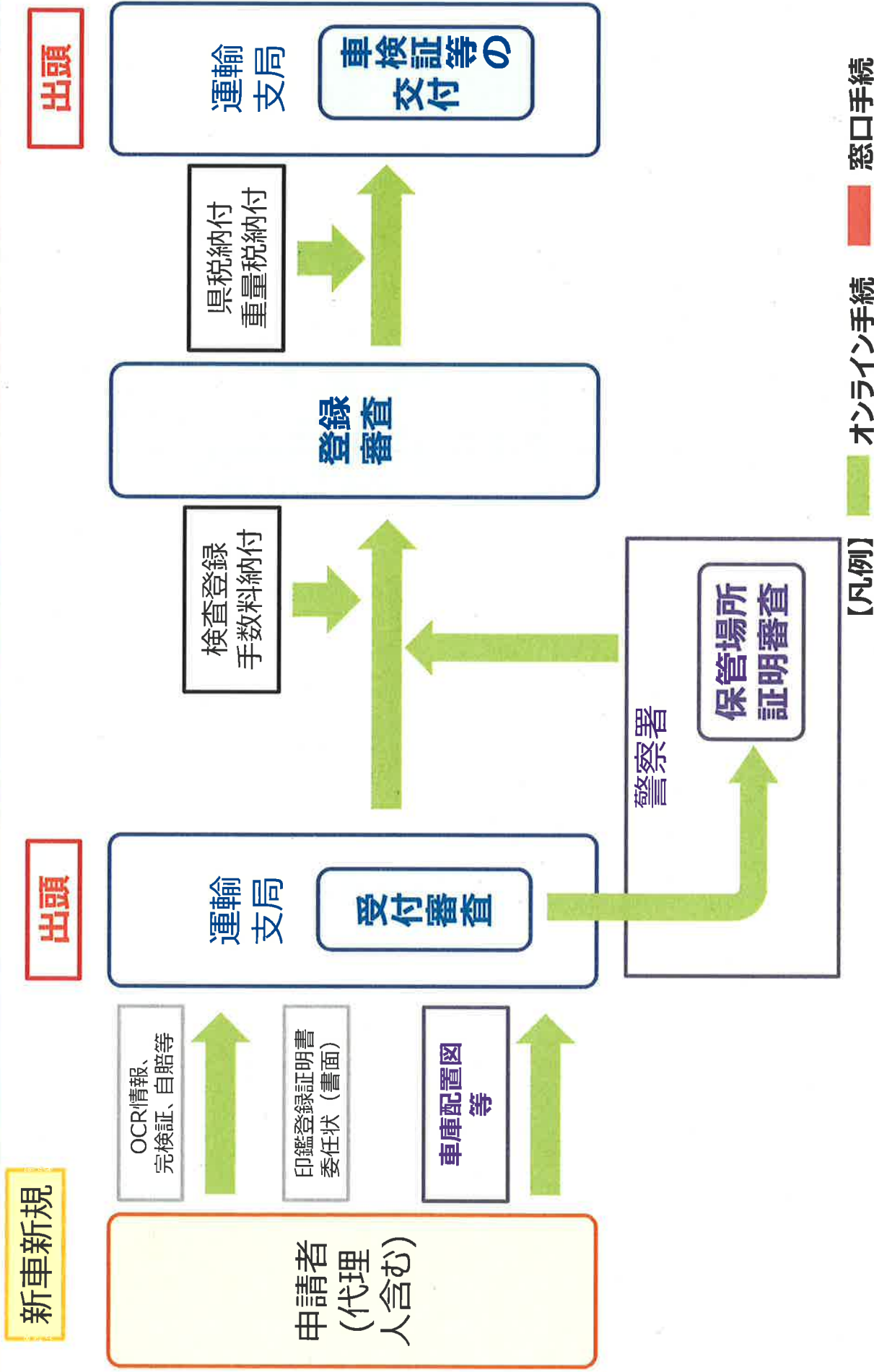
提出された委任状については1. のとおり、自動車保管場所証明に係る申請等の権限事項についても併記される場合があるため、留意すること。

受付審査において、申請書、添付書類に不備があった場合には無効とする。

別添2においては、受付審査が完了し検査登録手数料納付が確認された後、引き続き登録審査を開始する必要があるため、留意すること。

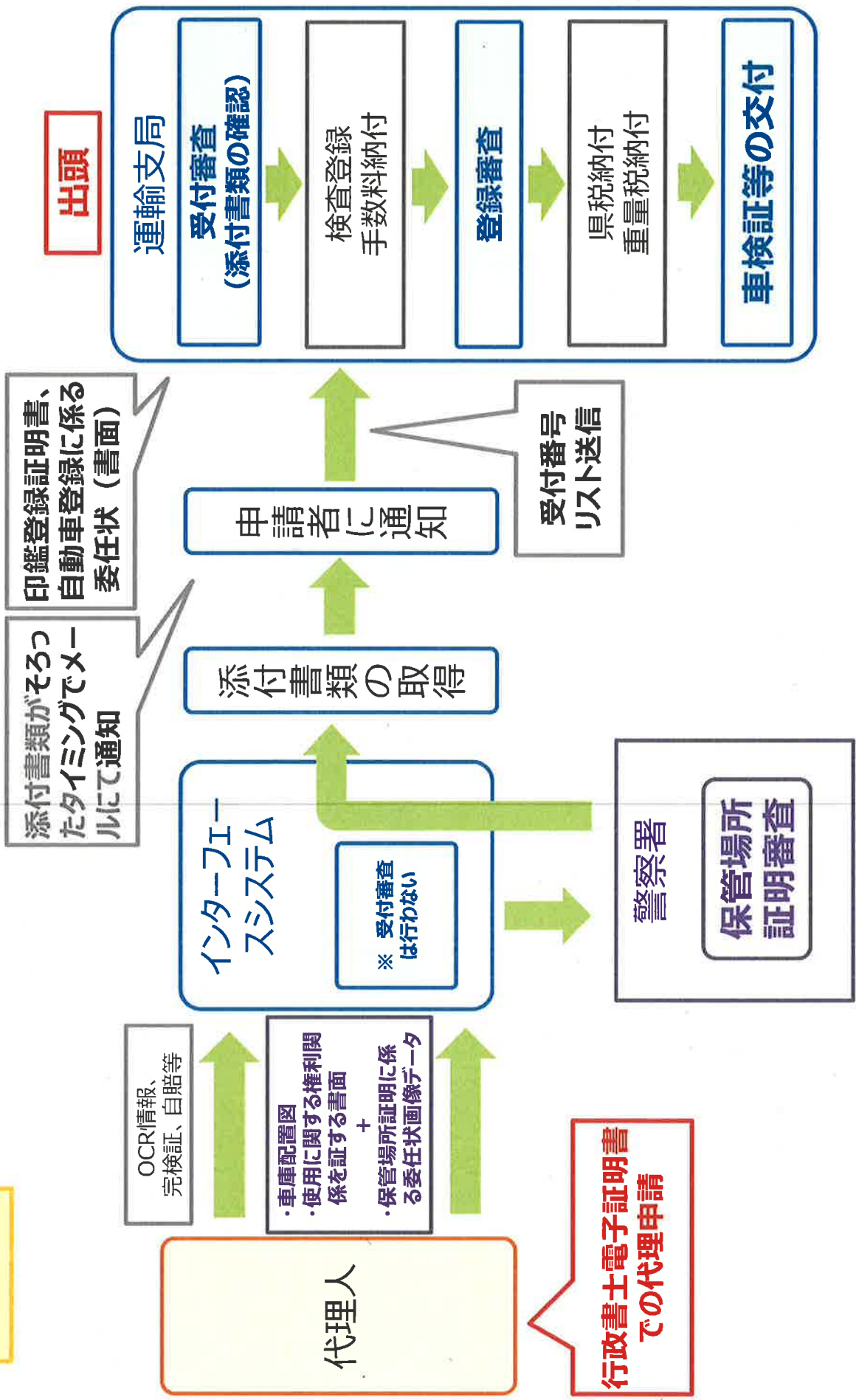
以上

# 【別添1】通常フローにおける審査フロー図(ハイブリット方式) (対応する一括利用者システムのみ)



【別添2】資格者代理人フローにおける審査フロー図(ハイブリット方式)  
(ポータルサイト及び対応する一括利用者システム)

新車新規





## 委任状

受任者 (代理人) 行政書士名

事務所所在地

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

#### 委任事項

1. 自動車保管場所証明・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付に係る書類作成、申請、受領、及び加除訂正並びに再申請に関する一切の権限
2. 復代理人選任に関する一切の権限

平成 年 月 日

委任者 (申請者) 住所又は所在

(フリガナ)  
氏名又は名称



(フリガナ)  
(法人の場合) 代表者名

TEL ( )

# 警察庁との委任状に関する申し合わせ事項について

本申し合わせは、令和2年4月よりスタートする新車新規OSS申請の資格者代理人フローに関するもの。

## 申し合わせ事項

- 委任状には、委任する手続きとして「保管場所証明申請」又は「車庫証明」と明記すること<sup>※1</sup>。
- 訂正に関する事項も委任する場合は、委任事項に「訂正に関する事項」と明記すること<sup>※2</sup>。
- 委任状の受任者欄と、OSSの連絡先氏名が合致するようにすること。
- 委任状に不備があり、指導補正が行われた場合、期限内に補正すること。補正されない場合はOSS利用規約にのっとり、却下となるので注意すること。
- 現状の運用で、保管場所証明申請で委任状を不要としている都道府県警察に対する申請であっても、本OSS申請の場合は、原則として委任状を添付すること。添付がなく指導補正もなされない場合は却下となるので注意すること。
- 本運用はOSSに限定した運用であるので、通常の窓口申請の場合は各都道府県警察の運用要領によること<sup>※3</sup>。

## 注意事項

- ※1 保管場所証明申請に係る委任であることが分かるものにする。
- ※2 訂正については、申請者が本来作成すべき書類に限る。
- ※3 窓口での申請の場合は、委任状のFAXやメール等の電子データでの受理はしない。